

修 士 論 文 要 旨

学籍番号 21GH201

氏 名 高野 泰成

人文社会科学 専攻 (コース: 現代共生)

論文題目 重要土地等調査規制法の一考察－憲法学の観点から－

本研究は、2021年6月16日に成立した重要土地等調査規制法(正式名:重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律。以下、本法)の法的課題について、憲法学の観点から検討したものである。

長年放置されていた安全保障上重要な土地の利用規制等に関する問題を解消する糸口になり得る本法の成立は、評価に値する。しかしながら、本法は、安全保障に基づいて国民の基本的な人権を制限する法律であり、個人の尊重が謳われる日本国憲法下では、その立法目的がはたして憲法上許されるのかという問題が存在する。さらに、本法は、その運用に際して土地の利用調査という個人情報の収集活動を行うため、国民のプライバシーの権利を侵害する可能性も有するなど、多くの問題もまた同時に内包する法律である。

そこで、本研究は、本法の概要を整理した後、その立法過程から本法が「軍事的公共性」を実現するために成立した法律であることを明らかにし、本法の立法目的が日本国憲法における人権制約原理である「公共の福祉」に該当するか否かについて検討する。次に、本法によって収集される個人情報などのプライバシーの権利に関する問題の分析を行う。最後に、上記の検討の整理に基づいて、本法が適切に運用されるよう提言を行うものである。

序章では、上述の通り本法に関する問題提起を行ない、議論の導入とした。

第1章では、本法の概要を整理した後その成立の過程について分析を行った。本法は、条文中で経済安全保障と軍事的安全保障の2つの観点から土地等の調査や規制の必要性が要請されている。しかしながら、本法の成立の過程を辿ると真の立法目的は、軍事的安全保障の観点から土地等の調査や規制を要請するという軍事的公共性の実現にあることが明らかになった。

第2章では、本法の立法目的である軍事的公共性について、公共性に係る学説と判例分析を通じ、その存否について検討した。我が国では、戦力の保有が憲法で禁止されていることから軍事的公共性の存在自体に懐疑的な見解が多く、本法におけるそれについても同様の疑念が向けられている。しかしながら、本法における軍事的公共性は、我が国の安全保障体制に則り、軍事力(防衛力)によって国家の安全や国民の生活を守るといふ、安全保障上の国家的利益を実現するための国家的公共性として存在することを明らかにした。

第3章では、軍事的公共性に係る安全保障上の国家的利益が、日本国憲法における人権制約原理である公共の福祉の射程に存在するか否かについて、公共の福祉に係る学説・判例分析を通じて検討した。公共の福祉論の通説的見解は、国家的利益を認めることに否定的であったが、今日における公共の福祉論は、その射程に国家的利益を認めることができる余地のある学説が登場している。さらに、判例上では、軍事的公共性に係る安全保障上の国家的利益によって人権制約が行われていると推察できる事例を確認することができるのである。

第4章では、本法とプライバシーの権利に関する問題を住基ネット訴訟で示された5つの審査項目(①法律の根拠、②正当な目的、③システムの安全性、④制裁規定、⑤監視機関の有無)に照らし合わせて検討した。本法は、①、②の審査項目は満たしていると考えられる。しかしながら、③、④、⑤については不十分な部分が存在するため、これらの点については、本法を運用する際に今後とも注視すべき課題であり継続的な議論が必要であろう。

終章では、本法が有する課題(主に、第3章、第4章の内容)についてあらためて取り上げ簡潔ながら改善策を提示し、今後本法が適切に運用されるよう提言を行った。